

一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル 運営等事業

実施契約書（案）

令和 5 年 11 月

（令和 5 年 12 月 6 日更新）

国土交通省 中部地方整備局

実施契約書(案)

- 1 事業名 一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業
- 2 事業場所 三重県四日市市諏訪栄町、浜田町
- 3 契約期間 令和●年●月●日～令和●年●月●日
- 4 契約代金額 金●円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●円)
ただし、本契約の定めるところに従って金額の変更がなされた場合には、
変更後の金額とする。また、契約代金の構成等については、別紙1(契約金額の内訳)に示すとおりとする。
- 5 契約保証金 免除

上記の事業について、支出負担行為担当官中部地方整備局(以下「発注者」という。)と●●(以下「事業者」という。)とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項による公正な実施契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

発注者

住所 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

氏名 支出負担行為担当官

中部地方整備局長 【氏名】

事業者

住所 【事業者の住所】

商号 【事業者の商号】

代表者 【役職】 【氏名】

目 次

前文	本契約の前提	1
第1章	総則	2
第1条	(用語の解釈)	2
第2条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	2
第3条	(契約の構成及び適用関係)	2
第4条	(本事業の実施)	2
第5条	(発注者の実施業務)	3
第6条	(資金調達)	3
第7条	(公租公課の負担)	3
第2章	本事業実施の準備	3
第1節	実施体制及び本事業の準備	3
第8条	(本事業の実施体制等)	3
第2節	必要な契約等の締結	4
第9条	(業務委託・請負契約の締結)	4
第10条	(保険契約の締結)	4
第11条	(事業者による許認可の取得等)	5
第12条	(発注者による許認可の取得等)	5
第13条	(実施契約に基づき実施可能な行為)	5
第14条	(道路管理者の承認等の特例)	6
第15条	(利便施設使用条件)	6
第3章	適正業務の確保	7
第16条	(要求水準を満たす業務の実施)	7
第17条	(要求水準の変更)	7
第18条	(監視職員)	7
第19条	(事業者の総括代理人)	8
第20条	(総括代理人等に対する措置請求)	8
第21条	(財務情報の報告)	9
第22条	(発注者による指示等)	9
第23条	(セルフモニタリング)	9
第24条	(発注者による業績等の監視)	9
第25条	(事業終了時の業績等の監視)	10
第4章	バスターミナル運営等事業	10

第1節 公共施設等運営権	10
第26条（公共施設等運営権の効力発生）	10
第27条（運営権対価）	11
第2節 維持管理・運営業務の実施	11
第28条（維持管理・運営業務の実施）	11
第29条（本施設の更新投資）	11
第30条（発注者による本施設の更新投資）	12
第31条（事業者の保有資産等の追加投資）	12
第32条（長期修繕計画書に基づく修繕業務）	133
第33条（大規模修繕）	13
第34条（設備、備品等の調達及び保守管理）	13
第35条（維持管理・運営業務の業務報告書）	13
第36条（車両の停留許可申請）	13
第5章 利便増進事業	14
第37条（利便増進事業）	14
第38条（事業者が任意で行う事業・業務）	14
第6章 利用料金の設定及び収受等・サービス購入料の支払	14
第39条（利用料金の設定及び収受、需要変動等に基づく調整）	14
第40条（サービス購入料の支払）	15
第7章 表明保証及び誓約	15
第41条（事業者による表明及び保証）	15
第42条（事業者による誓約事項）	16
第43条（事業者の株式）	17
第44条（契約上の地位の譲渡）	199
第45条（運営権の譲渡等）	19
第46条（事業者の兼業禁止）	20
第8章 責任及び損害等の分担	20
第47条（責任及び損害等の分担原則）	20
第48条（法令等変更）	20
第49条（税制変更）	21
第50条（不可抗力）	21
第51条（需要変動）	22
第52条（損害賠償責任）	23
第9章 契約の終了及び終了に伴う措置	24
第53条（運営権存続期間）	24

第 54 条（事業者事由による解除）	24
第 55 条（発注者の任意による解除、発注者事由による解除）	25
第 56 条（法令等変更・不可抗力による解除）	25
第 57 条（運営権の取消し）	26
第 58 条（事業終了時の引継ぎ等）	26
第 59 条（停留料金の引継ぎ等）	26
第 60 条（本施設の引渡し等）	26
第 61 条（契約終了による事業者所有資産の取扱い）	27
第 62 条（違約金）	28
第 63 条（損失補償）	28
第 64 条（事業終了後の解散及び債務引受）	29
第 10 章 知的財産権	29
第 65 条（著作権の帰属）	29
第 66 条（成果物の利用）	29
第 67 条（著作権等の譲渡禁止）	30
第 68 条（第三者の有する著作権の侵害防止）	30
第 69 条（第三者の知的財産権等の侵害）	30
第 70 条（知的財産権の対象技術の使用）	31
第 11 章 雑則	31
第 71 条（秘密保持義務）	31
第 72 条（金融機関等との協議）	31
第 73 条（遅延利息）	32
第 74 条（契約の変更）	32
第 75 条（準拠法・管轄裁判所）	32
第 76 条（通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等）	32
第 77 条（疑義に関する協議）	33
別紙 1 契約金額の内訳	34
別紙 2 定義集	35
別紙 3 事業日程	39
別紙 4 業務委託・請負先	40
別紙 5 保険	41
別紙 6 業績等の監視及び改善要求措置要領	42
別紙 7 任意事業・業務の実施に関する協定（任意事業・業務協定）の概要	43

別紙 8	需要変動に基づく調整	45
別紙 9	サービス購入料の算定及び支払方法	46

前文 本契約の前提

一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）の定めるところにより選定事業として実施するものである。

本事業における公共施設等の管理者等は、国土交通大臣である。

国土交通大臣は、本施設の維持管理・運営に係る支出負担行為に関する事務を発注者に分掌する。

発注者は、本事業について、令和 5 年 6 月 14 日に PFI 法第 5 条第 1 項に定める特定事業の実施に関する方針を公表し、令和 5 年 11 月 10 日に PFI 法第 7 条の定めるところにより、本事業のうち、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業を特定事業として選定した。

発注者は、PFI 法第 8 条第 1 項の定める民間事業者の選定について、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 6 第 2 項及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 91 条第 2 項に定める方法により行った。その結果、発注者は、令和●年●月●日に本事業の実施を担う民間事業者を特定し、令和●年●月●日に当該民間事業者との間で基本協定書を締結した。

発注者及び事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 30 年 10 月 23 日閣議決定）の趣旨を踏まえ、本事業の適正かつ確実な実施を図るために相互に協力し、円滑な遂行に努める。

第1章 総則

(用語の解釈)

- 第1条 本契約において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別意に解すべきものを除き、別紙2（定義集）において定める意義を有する。
- 2 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 3 本契約で規定する法令等につき、改正又はこれらに替わる新たな法令等の制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本契約に適用される。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 第2条 本契約の締結及びその履行に際し、発注者は、本事業が民間企業者たる事業者の創意工夫に基づき実施されることを、事業者は、本事業が高度の公共性及び公益性を有することを、それぞれ十分理解しその趣旨を尊重する。
- 2 事業者は、本事業内容の詳細について、社会情勢の変化その他の本事業に係る外在的及び内在的な事情の変化を踏まえ、発注者の請求に応じて発注者と緊密に協議し、必要に応じて随時見直すことに合意する。なお、事業者は、この項に基づく協議が必要と自ら認める場合は、発注者に対して協議を求めることができ、発注者は、合理的な理由なくして協議を留保、遅延又は拒否しないものとする。

(契約の構成及び適用関係)

- 第3条 本契約は、基本協定書、要求水準書、募集要項等及び事業提案書と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。本契約の規定に基づき、発注者と事業者の間で別途締結される契約は、いずれも本契約の一部を構成する。
- 2 本契約、基本協定書、要求水準書、募集要項等及び事業提案書の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用される。ただし、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて事業提案書が要求水準書に優先する。

(本事業の実施)

- 第4条 本事業は、次の各号に掲げる業務により構成される。
- (1) バスターミナル運営等事業
- ア 維持管理業務
- イ 運営業務
- (2) 利便増進事業
- 2 事業者は、要求水準書等に従い、別紙3（事業日程）に定める事業日程により、前項各号に掲げる本事業の業務を実施する。

- 3 事業者は、本事業を実施するにあたり、適用される全ての法令等を遵守しなければならない。

(発注者の実施業務)

- 第5条 発注者は、本契約、基本協定書、要求水準書及び募集要項等に従い、事業者による本事業の実施に必要な限度において、本施設に係る大規模修繕その他本事業の実施に必要な業務を実施する。
- 2 発注者は、前項に規定する業務の実施に要する費用を負担する。

(資金調達)

- 第6条 本事業の実施に関する一切の費用（前条（発注者の実施業務）に従い発注者が負担する費用を除く。）は、本契約に別段の定めがある場合を除き全て事業者が負担し、本事業の実施に要する事業者の資金調達は全て事業者の責任において行う。
- 2 事業者は、前項に定める資金調達に係る金利変動による増加費用が生じた場合は、当該増加費用を負担する。

(公租公課の負担)

- 第7条 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業に関連して事業者が生じる一切の租税を負担する。

第2章 本事業実施の準備

第1節 実施体制及び本事業の準備

(本事業の実施体制等)

- 第8条 事業者は、本事業に係る業務に着手する日までに、本事業を実施するために必要な体制を確保する。
- 2 事業者は、要求水準書等に基づき、本事業の実施に関連して、所定の期限までに、本事業の実施に係る実施体制を構築して発注者に報告し、発注者の確認を受けなければならない。発注者は、実施体制が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
 - 3 事業者は、本契約締結後、運営権存続期間が終了するまでの間に、実施体制の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ発注者に通知し、必要に応じて協議しなければならない。発注者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、実施体制の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第2節 必要な契約等の締結

(業務委託・請負契約の締結)

- 第9条 事業者は、本事業に係る各業務のうち、別紙4（業務委託・請負先）において事業提案書に基づき業務の全部又は一部を業務委託・請負先に委託又は請け負わせる場合、各業務に着手する日までに、当該各業務に係る業務委託・請負先との間で業務委託・請負契約を締結し、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを発注者に提出する。
- 2 前項の規定に従って本事業に係る業務を受託した者（以下本条において「受託者」という。）又は請け負った者（以下本条において「請負者」という。）は、事前に発注者による書面の承諾を得た上で、受託し、又は請け負った業務の一部を再委託し、又は下請負を使用することができる。ただし、運營業務における料金徴収業務、危機管理対応業務、バス便・タクシーの移行調整業務、その他関連業務のうち供用約款の策定については、再委託又は下請負ができないものとする。なお、本項の規定により再委託又は下請負がなされた場合、その後、当該再委託又は下請負による再委託先又は下請負先を受託者又は請負者とみなして本条の規定を適用するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定に基づく委託、再委託、請負及び下請負の使用は、全て事業者の責任において行うものとし、本事業に係る業務に関して、受託者、請負者又はこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者がその責任を負うものとする。また、事業者は、受託者、再委託先、請負者及び下請負先を変更する場合、第1項及び第2項の規定に従うものとする。
- 4 事業者は、本条に基づき本事業に係る業務の全部又は一部を業務委託・請負先に対して委託し又は請け負わせる場合、暴力団員のいずれかに該当する者その他発注者が不適切と認める者に対しては委託せず又は請け負わせないものとし、業務委託・請負先をして、暴力団員のいずれかに該当する者その他発注者が不適切と認める者に対しては再委託をさせず又は下請負をさせないものとする。

(保険契約の締結)

- 第10条 事業者は、自ら又は賑わい施設事業者をして、運営事業期間中を通じて、自己の責任及び費用において、別紙5（保険）に定める種類及び金額の保険を付保するものとする。
- 2 事業者は、自ら又は賑わい施設事業者をして、前項の規定により保険契約を締結（又は従来契約を継続）したときは、速やかに、その保険証券の写しその他付保

を証明する書面を発注者に提出しなければならない。以後、当該保険契約の継続、更新、更改、新たな締結があった場合も同様とする。

(事業者による許認可の取得等)

第11条 次条（発注者による許認可の取得等）に定めるものを除き、本事業を実施するために必要となる一切の許認可又は届出若しくは報告は、事業者が取得若しくは承継して維持し、又は作成して提出する。

- 2 事業者は、次条（発注者による許認可の取得等）に定めるものを除き、本事業を実施するために必要となる許認可の取得、承継若しくは維持又は届出若しくは報告に関する責任及び費用（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。）を負担する。ただし、その遅延が発注者の責めに帰すべき事由による場合には、発注者がその責任及び損害を負担する。
- 3 発注者は、事業者が発注者に対して書面により要請した場合、第1項に定める事業者による許認可の取得、承継若しくは維持又は届出若しくは報告について、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。
- 4 事業者は、第1項に定める許認可の原本又は届出若しくは報告の写しを保管し、発注者の要請があった場合には許認可の原本又は届出若しくは報告の写しを提示し、又は許認可の原本証明付きの写し又は届出若しくは報告の写しを発注者に提出する。

(発注者による許認可の取得等)

第12条 発注者は、本事業を実施するために必要となる許認可又は届出若しくは報告のうち、その他発注者が必要と認める許認可又は届出若しくは報告につき、運営権存続期間中、自らの責任及び費用負担により取得して維持し、又は作成して提出する。ただし、発注者が要求水準書等に従い許認可の取得若しくは維持又は届出若しくは報告について事業者の協力を求めた場合には、事業者は、自らの責任においてこれに応じる。

- 2 前項に定める許認可の取得又は維持に関して許認可権者から条件が付された場合、発注者は、当該条件のうち、本事業の実施に関して必要と認めるものについて事業者に通知するものとし、事業者は、これを遵守しなければならない。

(実施契約に基づき実施可能な行為)

第13条 道路法第48条の40第1項に規定する自動車駐車場等の運営等として、自動車駐車場等の供用や料金徴収のために通常必要となる行為（当該自動車駐車場等内における標識等の設置、その運営事業において当然に必要な事務室、待合所等を設ける行為、当該自動車駐車場等の清掃又は美化（除草又は除雪を含む。）、駐車の用に供する部分の拡幅、停留所等の増設等を含む。）のうち、要求水準書等に定められたも

のについては、事業者は、本契約に基づき、道路法に規定する道路の占用許可又は道路に関する工事等に係る承認及び次条（道路管理者の承認等の特例）に規定する協議の成立を要せずして、各行為を実施することができるものとする。

（道路管理者の承認等の特例）

第14条 事業者が本事業の実施に関して本施設について行う要求水準書等に定める行為（前条（実施契約に基づき実施可能な行為）に規定する行為を除く。）のうち、道路法施行規則第4条の24第2項に規定する行為についての道路法第24条本文並びに第32条第1項及び第3項の規定の適用については、発注者と事業者との協議が成立することをもって、これらの規定による承認又は許可があったものとみなす。

（1）道路法第24条本文の規定による承認

停留場所、乗降場、待合所若しくは荷扱場の増設その他の道路に関する工事又は除草、除雪その他の道路の維持（いずれも特定車両停留施設の機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限る。）

（2）道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可

特定車両停留施設の利用者の一般交通に関し案内を表示する標識又は食事施設若しくは購買施設その他の特定車両停留施設の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設に係る道路の占用

2 前項の発注者と事業者との協議の方法等については、別途発注者が決定するものとする。

（利便施設使用条件）

第15条 事業者は、事業期間中、利便施設の全部又は一部を第三者に使用させる場合、当該第三者との間で次の各号に掲げる条件に基づく使用契約を締結しなければならない、これに反する条件で使用させることはできない。

- （1）当該使用に借地借家法（平成3年法律第90号）の適用がある場合には、同法第38条に規定する定期借家建物賃貸借契約又は民法第593条に規定する使用貸借契約とすること
- （2）当該契約の契約期間が事業期間を超えないこと（本契約が事業期間中に解除又は終了した場合は、当該解除又は終了をもって当該契約の契約期間も終了すること）
- （3）当該第三者は、利便施設において風俗営業その他公序良俗に反する事業を行わないこと
- （4）当該第三者は、その関係会社及びその取引先（転貸先等）が、暴力団員及びその関係者のいずれかに該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- （5）当該第三者につき前二号の違反があったときは、事業者は催告を要することなく直ちに当該契約を解除できること

- 2 事業者は、第三者につき前項第3号又は第4号の違反があったことを知ったときは、速やかに発注者に報告するとともに、自ら当該第三者との間の使用契約を解除しなければならない。

第3章 適正業務の確保

(要求水準を満たす業務の実施)

第16条 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、本事業を実施する。

(要求水準の変更)

第17条 法令等の改正により要求水準の変更が必要となった場合、発注者の事由により業務内容の変更が必要な場合その他本事業の内容の変更が特に必要と認められる場合には、発注者は、要求水準書を変更することができる。ただし、発注者は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。

- 2 前項の要求水準書の変更に伴う増加費用の負担は、かかる要求水準書の変更が、(i)法令等が改正され又は制定されたことによる場合は第48条(法令等変更)に従い、(ii)税制が改正され又は制定されたことによる場合は第49条(税制変更)に従い、(iii)不可抗力による場合は、第50条(不可抗力)に従い、(iv)需要変動による場合は、第51条(需要変動)に従うものとし、(v)前記(i)から(iv)以外の場合であつて、発注者の事由による場合は発注者が、事業者の事由による場合は事業者が、それぞれ負担するものとする。
- 3 本条に基づく要求水準書の変更により事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については発注者の帰属とする。
- 4 本条に基づく要求水準書の変更は書面をもって行うものとする。

(監視職員)

第18条 発注者は、監視職員を置いたときは、その日から14日以内に、その氏名を事業者に通知する。また、監視職員を変更したときも変更した日から14日以内に、その氏名を事業者に通知する。

- 2 監視職員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監視職員に委任する次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) 本事業の適正かつ確実な実施についての事業者又は事業者の総括代理人に対する請求、勧告、通知、承諾、確認、指示又は協議
 - (2) 事業者により提供される本事業の実施にかかる要求水準の達成状況の監視

- (3) 本契約の義務の履行に係る本事業の実施状況の監視
 - (4) 事業者の財務状況及び選定企業等との契約内容の監視
 - (5) 事業者が作成及び提出した資料の確認
- 3 発注者は、2人以上の監視職員を置き、前項に掲げる権限を分担させた場合には、それぞれの監視職員の有する権限の内容を事業者に通知する。また、本契約に基づく発注者の権限の一部を監視職員に委任した場合には、当該委任した権限の内容を事業者に通知する。
 - 4 第2項の規定に基づく監視職員の意思表示等は、原則として書面により行わなければならない。
 - 5 発注者が監視職員を置いた場合には、本契約に定める発注者に対する請求、通知、報告、申出等は、監視職員を経由して行う。この場合において、監視職員に請求、通知、報告、申出等が到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
 - 6 発注者が監視職員を置かない場合には、本契約に定める監視職員の権限は、発注者に帰属する。

(事業者の総括代理人)

- 第19条 事業者は、総括代理人を置き、その氏名その他必要な事項を直ちに発注者に通知しなければならない。総括代理人を変更したときも同様とする。
- 2 総括代理人は、本契約の履行に関し、次の各号に掲げる権限を除く、本契約に基づく事業者の一切の権限を行使することができる。
 - (1) 契約金額の変更
 - (2) 契約金額の請求及び受領
 - (3) 第20条（総括代理人等に関する措置請求）第1項の請求の受理
 - (4) 第20条（総括代理人等に関する措置請求）第2項の決定及び通知
 - (5) 契約の解除
 - 3 事業者は、本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認及び解除を、総括代理人を経由して行い、発注者は、本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾等を、総括代理人を経由して行う。

(総括代理人等に対する措置請求)

- 第20条 発注者は、総括代理人、統括管理責任者及び業務従事者がその職務の執行につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合には、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 事業者は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に発注者に通知しなければならない。

- 3 事業者は、監視職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合には、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に事業者に通知しなければならない。

(財務情報の報告)

第21条 事業者は、**別紙6（業績等の監視及び改善要求措置要領）**の定めに従い、事業者の財務諸表その他本事業の財務情報を、発注者に報告する。

(発注者による指示等)

- 第22条 前条（財務情報の報告）の定めにかかわらず、発注者は、PFI 法第 28 条に基づき、事業者による本事業の適正を期するため、事業者に対して、本事業の業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し又は必要な指示をすることができる。
- 2 前項の発注者の調査又は指示に従うことにより事業者に費用が発生する場合、かかる費用は事業者の負担とする。

(セルフモニタリング)

第23条 事業者は、次条（発注者による業績等の監視）により発注者の業績等の監視が行われることを考慮し、セルフモニタリングを行い、所定の書類を所定の期限までに又は発注者の請求に従って随時、発注者に提出するものとする。

(発注者による業績等の監視)

- 第24条 発注者は、前条（セルフモニタリング）に基づき提出された書類に基づき、並びに**別紙6（業績等の監視及び改善要求措置要領）**の定めに従って、当該各業務が要求水準を満たし、かつ事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認し（以下、本条において「業績等の監視」という。）、事業者は、**別紙6（業績等の監視及び改善要求措置要領）**の定めに従って、かかる確認に必要な協力を行う。
- 2 発注者は、前条（セルフモニタリング）のセルフモニタリング及び前項の業績等の監視により、事業者の実施する業務が要求水準を満たさず又は事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、**別紙6（業績等の監視及び改善要求措置要領）**の定めに従って、事業者に対し、業務改善について協議を求めることができる。この場合、発注者と事業者は誠実に協議し、事業者は、その協議内容に従って、業務改善のための必要な措置を講ずる。
 - 3 前項に加え、発注者は、前条（セルフモニタリング）及び第1項の業績等の監視により、事業者の実施する業務が要求水準を満たさず又は事業提案書に基づき適正か

つ確実に遂行されていないと判断した場合、別紙6（業績等の監視及び改善要求措置要領）の定めに従って、事業者に対して改善勧告等、業務実施企業の変更請求等を行うとともに、サービス購入料の減額措置、契約解除を行うことができる。

（事業終了時の業績等の監視）

第25条 発注者及び事業者は、別紙6（業績等の監視及び改善要求措置要領）の定めに従って、運営権存続期間の満了する日の4年前から、運営権存続期間満了後の本事業に係る資産の取扱いについて、協議を行うものとする。

- 2 事業者は、運営権存続期間の満了する日の1年前までに、本事業に係る施設及び設備の劣化等の状況並びに当該施設及び設備の保全のために必要となる資料の整備状況を、発注者に報告し、発注者の確認を受けるものとする。発注者及び事業者は、かかる確認内容に基づき、必要に応じて運営権存続期間満了後の本事業に係る資産の取扱いについて協議する。
- 3 事業者は、要求水準を満たすよう、運営権存続期間満了時まで、前二項の協議の結果を反映した修繕計画書に基づき本事業に係る施設及び設備の修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、発注者の確認等を受ける。
- 4 事業者は、別紙6（業績等の監視及び改善要求措置要領）に定める書類を運営権存続期間満了時に発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。

第4章 バスターミナル運営等事業

第1節 公共施設等運営権

（公共施設等運営権の効力発生）

第26条 発注者及び事業者は、基本協定書に基づき事業者に対して設定された運営権が、次に掲げる条件が全て満たされたことをもって、その効力が発生することを確認する。

- （1）第9条（業務委託・請負契約の締結）第1項又は第2項に従い、業務委託・請負先との間で維持管理・運営業務に関する業務委託・請負契約が締結され、当該契約書の写しが発注者に提出されていること。
- （2）第11条（事業者による許認可の取得等）に定める事業者が本事業の実施を開始するために必要となる許認可の取得、承継及び維持を行い又は届出及び報告を完了していること。
- （3）基本協定書第13条（バスターミナル運営等事業の計画書等）及び第14条（利便増進事業の計画書等）に定める計画書等が発注者に提出され、発注者の承諾を受けていること。
- （4）第42条（事業者による誓約事項）に定める各書類が発注者に提出されていること。
- （5）第72条（金融機関等との協議）に定める発注者と金融機関等との間の協定書が締結されていること。

- (6) 基本協定書第5条（事業者の出資）第3項並びに第6条（株式間契約の締結等）第1項に定める出資者誓約書及び株主間契約の原本証明付写しが発注者に提出されていること。
- 2 前項の定めに従い運営権の効力が発生した場合、当該効力発生時点における本施設の運営等に関する権利及び責任は、本契約で別途定める場合を除き、発注者から事業者に移転する。
- 3 運営権の存続期間は、第53条（運営権存続期間）に規定するとおりとする。

（運営権対価）

第27条 運営権対価はゼロ円とし、事業者は、発注者に対する運営権対価の支払いを要さない。

第2節 維持管理・運營業務の実施

（維持管理・運營業務の実施）

第28条 事業者は、運営権存続期間中、本契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、バスターミナル運営等事業の維持管理・運營業務を実施しなければならない。

（本施設の更新投資）

- 第29条 事業者は、要求水準を充足する限り、事前に発注者の書面による承諾を得た上で、自らの責任及び費用負担により、本施設について、そのサービス向上及び収益性の改善・確保に資する更新投資（本施設・設備・備品等の改修・更新及び追加等を含む。以下同じ。）を実施することができる。
- 2 事業者は、前項に定める更新投資を行った場合、更新投資の完了後速やかに、当該更新投資に関する情報を発注者に対して報告するとともに、必要に応じて発注者の立会確認を受けるものとする。
- 3 第1項に基づく更新投資の対象部分のうち、特定車両停留施設との一体性が認められる部分については、更新投資の完了後、当然に発注者の所有に属するものとし、本施設に含まれ、かつ運営権の効果が及ぶものとする（ただし、法令等上、当該更新投資の対象部分に当初運営権が及ばないと解される場合には、発注者及び事業者は、協議の上、合意により、当該更新投資の対象部分への運営権の設定その他の当該更新投資の対象部分を本事業のために使用するために合理的に必要な措置を講ずる。）。
- 4 発注者は、必要と認める場合は、事業者に対して、第2項の報告に加え、国有財産台帳等に記載するために必要な情報を追加的に開示するよう求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

(発注者による本施設の更新投資)

第30条 発注者は、必要と判断した場合は、自らの責任及び費用負担により本施設に係る更新投資を行うことができ、事業者はかかる更新投資に最大限協力しなければならない。なお、当該更新投資の対象部分は、当然に本施設に含まれ、かつ運営権の効果が及ぶものとする（ただし、法令等上、当該更新投資の対象部分に当初運営権が及ばないと解される場合には、発注者及び事業者は、協議の上、合意により、当該更新投資の対象部分への運営権の設定その他の当該更新投資の対象部分を本事業のために使用するために合理的に必要な措置を講ずる。）。

- 2 発注者は、前項の規定による更新投資を行う場合は、事前に事業者の了解を得るものとする。
- 3 第1項に基づき行われる更新投資の内容が、事業者に著しい増加費用若しくは業務の増加又は損害が発生する場合、又は第1項に基づき行われる更新投資により事業者の利用料金収入が増加することが見込まれる場合には、事前に発注者と事業者が協議し、合意した上で実施する。この際、発注者は、必要と認める場合には、協議により本契約の変更を行うことができる。

(事業者の保有資産等の追加投資)

第31条 事業者は、要求水準を充足する限り、事前に発注者の書面による承諾を得た上で、自らの責任及び費用負担により、本事業の実施のために自らが保有する資産等（備品等を含む。以下同じ。）について、新規投資、改修及び追加投資を実施することができる。

- 2 事業者は、前項の規定に基づき、保有資産等の新規投資、改修又は追加投資を行う場合は、事前に、当該新規投資、改修又は追加投資に関する情報（新規投資、改修又は追加投資の内容・費用等）を発注者に対して通知する。
- 3 第1項に基づき事業者が新規投資、改修又は追加投資を行った保有資産等は、事業者の所有物とする。
- 4 事業者は、保有資産等に含まれる設備又は什器備品の利用料金を定めるにあたっては、本施設に含まれる設備及び備品に係る利用料金と不合理な差異が生じることがないように配慮するものとする。
- 5 第1項の場合において発注者が請求した場合、事業者は、自ら、当該保有資産等の完成・購入前までに、当該保有資産等について発注者を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結する（同契約における当該保有資産等の売買価格は時価とする。）とともに、発注者が求める場合には、事業者の費用負担において、発注者が第三者への対抗要件を具備するために必要な措置を講じるものとする。

(長期修繕計画書に基づく修繕業務)

第32条 事業者は、募集要項及び要求水準書並びに長期修繕計画に従って、修繕業務を行うものとする。

- 2 修繕業務の費用の負担は、長期修繕計画に定めるところによる。ただし、長期修繕計画に定めがないものは、次条（大規模修繕）に定める場合を除き、事業者の負担とする。

(大規模修繕)

第33条 発注者は、事業者と協議して合意により定めた長期修繕計画を参考に、本施設について、発注者が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合、事業者へ通知の上、劣化した建物や設備及び外構を初期の要求水準に回復させるための大規模修繕を実施することができる。大規模修繕の実施時期及び期間は、発注者及び事業者の協議により決定される。

- 2 大規模修繕を実施する場合、発注者がその費用を負担するが、大規模修繕期間中の制約に伴う事業者への営業補償義務を負担しない。

(設備、備品等の調達及び保守管理)

第34条 事業者は、要求水準書等に従い、設備、備品等の調達及び保守管理を行うものとする。

(維持管理・運営業務の業務報告書)

第35条 事業者は、維持管理・運営業務の履行状況等について、要求水準書に従い報告書等を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

(車両の停留許可申請)

第36条 事業者は、維持管理・運営業務の実施に関し、特定車両停留施設に車両を停留せようとする者をして、当該停留に係る国の許可を受けさせなければならない。ただし、道路法第 48 条の 32 第 1 項ただし書に規定する車両についてはこの限りではない。

- 2 特定車両停留施設に停留させることができる車両の種類は、発注者が道路法第 48 条の 30 に基づき指定し、公示したものに限られるものとする。
- 3 第 1 項の許可に係る申請手続等については、別途発注者が決定するものとする。

第5章 利便増進事業

(利便増進事業)

第37条 事業者及び賑わい施設事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に従い、各自の責任及び費用負担において、利便増進施設の設置、運営を連帯して実施しなければならない。

(事業者が任意で行う事業・業務)

第38条 事業者は、事業提案書において事業者が行うものとして記載された任意事業・業務の実施について、法令等を遵守して、当該任意事業・業務を行うことを誠実に検討するものとし、発注者は関係機関との調整等について協力するものとする。

- 2 事業者は、前項に基づく任意事業・業務に係る一切の責任及び費用を負担し、また当該任意事業・業務により得られた収入を収受することができるものとする。
- 3 発注者及び事業者は、第1項に基づく任意事業・業務の実施に関し、事業内容が確定後速やかに、別紙7（任意事業・業務の実施に関する協定（任意事業・業務協定）の概要）に定める内容にて任意事業・業務協定を締結するものとする。

第6章 利用料金の設定及び収受等・サービス購入料の支払

(利用料金の設定及び収受、需要変動等に基づく調整)

第39条 事業者は、本契約、募集要項、要求水準書及び事業提案書並びに関連する法令等に従い、発注者と協議のうえ、以下に掲げる利用料金を設定し、本施設の利用者（バス事業者、賑わい施設事業者、バス運行事業者及びタクシー事業者を含む。）から収受することができる。ただし、本契約で別途定める場合又は設定及び収受の根拠となる法令等が変更された場合にはこれらに従う。

- (1) 停留料金
 - (2) 利便施設の[貸付/使用]料
 - (3) その他本事業に係る料金であって、法令等上、料金を設定し収受することが禁止されていないもの
- 2 事業者は、PFI 法第 23 条第 2 項に従い、設定する停留料金をあらかじめ国土交通大臣に届け出る。設定した停留料金を変更しようとするときも同様とする。
 - 3 発注者は、前項により届け出られた停留料金が道路法第 48 条の 40 第 2 項において準用する第 24 条の 2 第 2 項又は第 48 条の 35 第 2 項の規定に違反すると認めるときは、事業者に対し、期限を定めて、その停留料金を変更すべきことを命ずることができる。
 - 4 前二項の規定にかかわらず、発注者及び事業者は、第 51 条（需要変動）及び別紙 8（需要変動に基づく調整）に規定する方法により、需要変動に基づく調整を行うものとする。

(サービス購入料の支払)

第40条 発注者は、本事業の実施に対して、別紙1（契約金額の内訳）及び別紙9（サービス購入料の算定及び支払方法）に記載するとおり、事業者に対してサービス購入料を支払うものとする。

- 2 前項に定めるサービス購入料は、別紙9（サービス購入料の算定及び支払方法）に定めるところに従って、改定され得るものとする。
- 3 発注者は、事業者の実施する業務が要求水準を満たさず又は事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、別紙6（業務等の監視及び改善要求措置要領）に定めるところに従って、サービス購入料を減額することができるものとする。

第7章 表明保証及び誓約

(事業者による表明及び保証)

第41条 事業者は、本契約の締結日現在において、発注者に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 事業者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
- (2) 事業者は、実施契約を締結し、履行する完全な能力を有し、実施契約上の事業者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、事業者に対して強制執行可能であること。
- (3) 事業者が実施契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。
- (4) 本事業を実施するために必要な事業者の能力又は実施契約上の義務を履行するために必要な事業者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、事業者に対して係属しておらず、事業者の知る限りにおいてその見込みもないこと。
- (5) 実施契約の締結及び実施契約に基づく義務の履行は、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (6) 事業者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
- (7) 事業者の資本金と資本準備金の合計額は●¹円であること。
- (8) 事業者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に規定する取締役会及び監査役の設置に関する定めがあること。

¹ 応募グループによる提案を踏まえ、契約締結時において具体的な金額を記載します。

- (9) 事業者の定款に、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間（事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する3月31日までの期間）を事業年度とする定めがあること。
- (10) PFI 法第9条各号に規定する欠格事由に該当しないこと。

（事業者による誓約事項）

第42条 事業者は、本契約の締結後速やかに（契約書については当該契約書の調印後速やかに）次の各号に掲げる各書類の写しを発注者に対して提出し、本契約締結後運営権存続期間が終了するまでの間、次の各号に掲げる各書類の記載内容が変更された場合、変更後の書類の写しを発注者に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 履歴事項全部証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 本事業に関して、事業者に融資等を行う金融機関等との間の次に掲げる契約書が締結された場合における当該契約書
 - ア 本事業に関する事業者に対する融資等に係る契約書
 - イ 事業者が保有する資産及び事業者の発行済株式に対する担保権設定に係る契約書
 - ウ 本契約その他発注者と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利に対する担保権設定に係る契約書]
- 2 事業者は、本契約締結後運営権存続期間が終了するまでの間、法令等及び本契約の定めを遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 事業者は、会社法に基づき設立された株式会社として存続すること。
 - (2) 事業者は、実施契約を締結し履行する完全な能力を有し、実施契約上の事業者の義務が法的に有効かつ拘束力ある義務であって事業者に対して強制執行可能な義務として負担すること。
 - (3) 事業者が実施契約を締結し履行することにつき、日本国の法令及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践すること。
 - (4) 実施契約の締結及び実施契約に基づく義務の履行が、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないようにすること。
 - (5) 事業者の定款の目的を、本事業の遂行に限定すること。
 - (6) 事業者は、発注者の事前の書面による承諾がある場合を除き、資本金及び資本準備金の合計額を●²円以上に維持すること。

² 応募グループによる提案を踏まえ、契約締結時において具体的な金額を記載します。

- (7) 事業者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会及び監査役に関する定めを置くこと。
 - (8) 事業者の定款に、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する 3 月 31 日までの期間）を事業年度とする定めを置くこと。
- 3 事業者は、本契約締結後運営権存続期間が終了するまでの間、発注者の書面による事前の承諾なくして、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、解散その他会社の基礎の変更
 - (2) 議決権付株式の発行
 - (3) 定款記載の目的の変更及び当該目的の範囲外の行為

（事業者の株式）

第43条 事業者が議決権付株式又は完全無議決権株式を発行する場合、当該株式の発行を受ける者及びその譲受人は、時期を問わず、いずれも次に掲げる全ての条件を満たさなければならない。ただし、次に掲げる全ての条件を満たす者への譲渡後に、譲受人が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 71 条の規定に該当することとなった場合は、この限りでない。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (3) 中部地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) PFI 法第 9 条に定める各号に規定する欠格事由に該当しないこと。

- 2 事業者は、前項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、完全無議決権株式を発行し、これを割り当てることができる。事業者は、かかる割当てを受けた者から、基本協定書別紙 3（出資者誓約書の様式）の様式及び内容の出資者誓約書を徴求の上あらかじめ発注者に提出させるものとし、また、前項に掲げる条件を満たした上で割当てを受けていることを誓約させるとともに、割当て先等、発注者が必要とする情報を速やかに報告するものとする。

- 3 完全無議決権株式を保有する者は、自ら保有する完全無議決権株式につき、時期を問わず、譲渡、担保提供その他の処分を行うことができる。事業者は、完全無議決権株式についてかかる処分が行われる場合は、当該完全無議決権株式の譲渡を行った者をして、その譲受人から、基本協定書別紙3（出資者誓約書の様式）の様式及び内容の出資者誓約書を徴求の上あらかじめ発注者に提出させるものとし、また、第1項に掲げる条件を満たした上で当該譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、発注者が必要とする情報を速やかに報告するものとする。
- 4 議決権付株式は、会社法第2条第17号に定める譲渡制限株式でなければならない。
- 5 事業者は、第1項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、議決権付株式を発行し、基本協定書に基づきあらかじめ認められた者以外の者にこれを割り当てる場合には、発注者の事前の書面による承認を得なければならない。
- 6 議決権付株式を保有する者は、自ら保有する議決権付株式につき、時期を問わず、第三者に対して譲渡、担保提供その他の処分を行う場合には、発注者の事前の書面による承認を得なければならない。ただし、他の議決権付株式を保有する者に対して、議決権付株式の一部を譲渡する場合を除く。事業者は、当該株主から当該譲渡の承認を請求された場合には、当該譲渡について発注者の事前の書面による承諾を受けていることを確認した後でなければ当該譲渡を承認してはならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、発注者は、議決権付株式を保有する者から、本事業のための融資を行う金融機関等のために、その保有する議決権付株式に担保権を設定する旨の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが発注者に提出され、かつ、第72条（金融機関等との協議）に基づく協定書が発注者と当該金融機関等との間で発注者の合理的に満足する内容にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしないものとする。
- 8 発注者は、第5項に定める割当て又は第6項に定める譲渡につき、当該株式の割当てを受ける者又は譲受人が第1項の要件を満たし、かつ、当該割当て又は譲渡が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合には、当該割当て又は譲渡を承認するものとする。事業者は、当該承認を得て当該割当て又は譲渡が行われた場合、当該株式の割当てを受けた者から、又は譲渡を行った者をして、その譲受人から、基本協定書別紙3（出資者誓約書の様式）の様式及び内容の出資者誓約書を徴求の上あらかじめ発注者に提出させるものとし、また、第1項に掲げる条件を満たした上で割当てを受けていること又は譲渡を行っていることを誓約させるとともに、割当て先又は譲渡先等、発注者が必要とする情報を速やかに報告するものとする。
- 9 前各項の規定にかかわらず、代表企業を変更することはできない。ただし、運営開始日以降に、発注者の事前の書面による承認を得た場合を除く。

(契約上の地位の譲渡)

第44条 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、発注者の書面による事前の承諾なくして、本契約その他発注者と事業者の間に締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利義務につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、事業者から、事業提案書に規定された融資に関連して当該金融機関等のために、本契約その他発注者と事業者の間に締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利に担保権を設定することについての承諾の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが発注者に提出され、かつ、第 72 条（金融機関等との協議）に基づく協定書が発注者と当該金融機関等との間で発注者の合理的に満足する内容（相殺を含む発注者の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後を問わず、担保権者に対抗できることを含む。）にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしない。

(運営権の譲渡等)

第45条 事業者は、発注者の書面による事前の承諾なくして、運営権につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、事業者から、運営権の譲渡の申請があった場合、新たに事業者となる者の欠格事由や募集要項等適合性の審査等、事業者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間の満了日まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めたときに限り、PFI 法第 26 条第 2 項に基づく許可を行うものとする。なお、発注者は、当該許可を与えるにあたり、次に掲げる条件を付すことができる。
 - (1) 譲受人が、本事業における事業者の本契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、発注者に対して承諾書を提出すること。
 - (2) 譲受人が、事業者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位並びに権利の譲渡を受けること。
 - (3) 譲受人の全ての株主が、発注者に対して基本協定書別紙 3（出資者誓約書の様式）と同様の様式及び内容の出資者誓約書を提出すること。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者は、事業者から、本事業のための融資を行う金融機関等のために、運営権に抵当権を設定する旨の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが発注者に提出され、かつ、第 72 条（金融機関等との協議）に基づく協定書が発注者と当該金融機関等との間で発注者の合理的に満足する内容にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしないものとする。

(事業者の兼業禁止)

第46条 事業者は、発注者の書面による事前の承諾なくして、本事業に係る業務並びに発注者及び事業者が別途合意する委託業務以外の業務を行ってはならない。

第8章 責任及び損害等の分担

(責任及び損害等の分担原則)

第47条 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負う。

- 2 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者の本事業の実施に関する発注者による承認、確認若しくは立会い又は事業者からの発注者に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる本契約上の事業者の責任をも免れず、当該承認、確認若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、発注者は何ら責任を負担しない。
- 3 本契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に関する一切の費用は、全て事業者が負担する。

(法令等変更)

第48条 発注者又は事業者は、本契約の締結後に、法令等の改正又は制定（以下「法令等変更」という。）により次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下本条において「法令等変更通知」という。）により、相手方に対して直ちに通知する。

- (1) 本事業の全部又は一部につき、要求水準書等に規定された条件に従って実施することが著しく困難となったとき。
- (2) 本契約の履行のための費用が増加するとき。
- 2 発注者及び事業者は、本契約に基づく自己の義務の履行が適用される法令等に違反することとなった場合には、履行期日における当該自己の義務の履行が適用される法令等に違反する限りにおいて、その履行義務を免れる。ただし、発注者及び事業者は当該法令等変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。
- 3 発注者及び事業者は、法令等変更通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、当該法令等変更に対応して本事業を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更及び増加費用の負担方法について協議する。
- 4 前項に規定する協議の開始日から 120 日以内に協議が調わない場合には、発注者が当該法令等変更に対する対応方法を事業者に通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業を継続する。この場合において、本事業の継続に要する増加費用の負担に関

する取扱いは、本契約に別段の定めがある場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。なお、発注者は、事業者が生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。

- (1) 特定法令等変更（事業者の責めに帰すべき事由により当該特定法令等変更が行われた場合を除く。）により事業者が生じた増加費用のうち、増加費用の発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと発注者が認めるものは発注者が負担する。
 - (2) 法令等変更により事業者が生じた増加費用のうち、前号に従い発注者が負担する増加費用以外の増加費用は事業者が負担する。
- 5 発注者は、法令等変更に起因して事業者が支出又は負担を免れた費用（第2項により履行義務を免れた業務に対応する費用を含むが、これに限られない。）が存在する場合、当該費用に相当する額について、サービス購入料の支払から控除する。

（税制変更）

第49条 発注者又は事業者は、本契約の締結後に、本事業に影響を及ぼす税制の改正又は制定（以下「税制変更」という。）があったことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下本条において「税制変更通知」という。）により、相手方に対して直ちに通知する。

- 2 発注者及び事業者は、税制変更通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、当該税制変更に対応して本事業を継続するために必要となる増加費用の負担について協議する。
- 3 前項に規定する協議の開始日から 120 日以内に協議が調わない場合には、発注者が当該税制変更により事業者が生じた増加費用の負担に関する取扱いを事業者に通知し、事業者は当該内容に従い本事業を継続する。この場合において、本事業の継続に要する増加費用の負担に関する取扱いは、本契約に別段の定めがある場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) サービス購入料に係る消費税等の税率変更による増加費用は、発注者の負担とする。
 - (2) 本事業に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制変更（事業者の責めに帰すべき事由により当該税制変更が行われた場合を除く。）による増加費用は、発注者の負担とする。
- (3) 前各号に定める以外の税制変更による増加費用は、事業者の負担とする。

（不可抗力）

第50条 発注者又は事業者は、本契約の締結後に、不可抗力により次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下本条において「不可抗力通知」という。）により、相手方に対して直ちに通知する。

- (1) 本事業の全部又は一部につき、要求水準書等に規定された条件に従って実施する

ことが著しく困難となったとき。

(2) 本契約の履行のための費用が増加するとき。

- 2 発注者及び事業者は、本契約に基づく自己の債務が不可抗力により履行不能となったときは、履行期日及び当該不可抗力の影響の継続期間中における当該債務（金銭債務を除く。）の履行義務を免れる。ただし、発注者及び事業者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。
- 3 事業者は、不可抗力通知を発注者に送付し又は発注者から受領した場合には、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、本契約に別段の定めがある場合を除き、本施設に生じた損害の復旧その他要求水準書に従った対応を実施する。
- 4 発注者及び事業者は、不可抗力通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、当該不可抗力に対応して本事業を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更及び増加費用又は損害の負担方法について協議する。
- 5 前項に規定する協議の開始日から 60 日以内に協議が調わない場合には、発注者が当該不可抗力に対する対応方法を事業者に通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業を継続する。この場合において、本事業の継続に要する増加費用の負担に関する取扱いは、本契約に別段の定めがある場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。
なお、発注者は、事業者が生じた損害（逸失利益を含む。）を負担しない。
 - (1) 不可抗力により事業者が生じた増加費用のうち、増加費用の発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと発注者が認めるものは発注者が負担する。
 - (2) 不可抗力により事業者が生じた増加費用のうち、前号に従い発注者が負担する増加費用以外の増加費用は事業者が負担する。
- 6 発注者は、不可抗力に起因して事業者が支出又は負担を免れた費用（第2項により履行義務を免れた業務に対応する費用を含むが、これに限られない。）が存在する場合、当該費用に相当する額について、サービス購入料の支払から控除する。

(需要変動)

第51条 運営権存続期間中における、需要変動に基づく利用料金の増減については、次のとおりとする。

(1) 停留料金：

第17条（要求水準の変更）に規定する場合を除き、全て事業者に帰属する。

(2) 利便施設の[貸付料/使用料]：

国と事業者で合意する各年度目標収入（以下「目標収入」という。）からの増減が発生した場合、別紙8（需要変動に基づく調整）の規定に従う。

(3) その他本事業に係る料金であって、法令等上、料金を設定し収受することが禁止されていないもの：

全て事業者に帰属する。

- 2 発注者及び事業者は、需要変動に基づく調整導入後概ね5年毎を目途に、相手方当事者に対して目標収入の内容の変更に関する協議を申し入れることができる。発注者及び事業者が目標収入の内容の変更に合意した場合には、当該変更後の目標収入を用いて需要変動による調整が行われるものとする。
- 3 事業者は、運営権存続期間中、要求水準書、業績等の監視及び改善要求措置要領に従い、毎月10日までに、発注者に対して、前月の利便施設の貸付料の実績値を報告し、発注者の確認を受けなければならない。
- 4 本条に基づき、発注者又は事業者が相手方当事者に対して支払う金額相当額については、**別紙8（需要変動に基づく調整）**に基づき各金額相当額が算出された後、速やかに支払うものとする。ただし、発注者による支払の場合、発注者における予算措置等の所定の手続を経ることを条件とし、また、発注者が事業者に対する金銭債権を有している場合には、対当額において相殺することを妨げない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、利用料金の著しい減少により、事業者が、維持管理・運営業務の全部又は一部につき、要求水準書等に規定された条件に従って実施することが著しく困難となったと発注者が認めた場合（当該利用料金の減少が事業者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）、発注者は、事業者に対し、維持管理・運営業務の履行義務を一時的に免除することができる。また、この場合、事業者は、発注者に対し、サービス購入料の増額に係る協議を申し入れることができるものとする。

（損害賠償責任）

第52条 発注者及び事業者は、相手方が本契約に定める義務に違反したことにより自らに損害が発生した場合には、相手方に対して損害賠償を請求することができる。

- 2 事業者が本事業の実施に際し、第三者に損害を及ぼした場合には、直ちにその状況を発注者に報告する。
- 3 本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者は、その責めに帰すべき事由により生じた前項に定める第三者の損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。
- 4 発注者が、前項の規定により事業者が賠償すべき損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。事業者は、発注者からの請求を受けた場合には、直ちに支払わなければならない。
- 5 前項の場合その他本事業の実施に関し第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び事業者が協力してその処理解決にあたるものとする。

第9章 契約の終了及び終了に伴う措置

(運営権存続期間)

第53条 事業者は、本契約に基づく効力発生日を始期とし、当該効力発生日の30年後の応当日の属する事業年度の前年度の末日（又は本契約に基づき期間が変更された場合は当該変更後の日）を終期とする運営権存続期間にわたり、本事業を実施する。

(事業者事由による解除)

第54条 本契約締結後運営権存続期間が終了するまでの間に、次の各号に掲げる事由が発生した場合、発注者は、事業者に対して書面により通知した上で、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) PFI法第29条第1項第1号に規定する事由が生じたとき。
 - (2) 事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
 - (3) 事業者が本契約に基づいて発注者に提出した報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
 - (4) 別紙6（業績等の監視及び改善要求措置要領）に定める解除事由が発生したとき。
 - (5) 構成企業が基本協定書第20条（実施契約の締結等）第3項各号のいずれかに該当するとき。
 - (6) 事業者が、(i)正当な理由なく、本契約に従い各業務に着手すべき期日を過ぎても各業務に着手しないとき、又は(ii)事業者の責めに帰すべき事由により事業者の財務状況が著しく悪化し、事業者が本契約に基づき本事業を継続的に実施することが困難であると発注者が合理的に認めたとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本契約に違反し（ただし、発注者から30日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は本契約の履行が不能となった場合に限る。）、その違反により本契約の目的を達することができないと発注者が認めたとき。
- 2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項の規定により本契約が解除された場合とみなす。
- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人
 - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人
 - (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

- 3 発注者は、前二項の場合において、本契約の全部を解除する代わりに次の各号に定める措置をとることができる。この場合において事業者は、発注者が被った損害を賠償しなければならない。
 - (1) 発注者は、出資者に、事業者の全株式を、当該時点において発注者が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し発注者が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。
 - (2) 発注者は、事業者に、本事業に係る事業者の本契約上の地位を、当該時点において発注者が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し発注者が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。
- 4 第 57 条（運営権の取消し）に基づく運営権の取消しについて、行政手続法その他適用法令の規定により聴聞が必要である場合には、本条に基づく解除に先立ち聴聞を実施するものとする。

（発注者の任意による解除、発注者事由による解除）

第55条 発注者は、本施設を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他発注者が合理的に必要と認める場合には、6 か月以上前に事業者に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、発注者が本契約上の発注者の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合において、事業者から 150 日以上の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されないとき又は本契約の履行が不能となったときは、事業者は、解除事由を記載した書面を発注者に送付することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（法令等変更・不可抗力による解除）

第56条 本契約の締結後における法令等変更又は不可抗力の発生により、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、発注者又は事業者は、相手方と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本事業の継続が困難と判断したとき。
- (2) 本契約の履行のために多大な費用を要すると判断したとき。
- 2 発注者は、前項の場合において、事業者と協議のうえ、本契約の全部を解除する代わりに次の各号に定める措置をとることができる。
 - (1) 発注者は、出資者に、事業者の全株式を、当該時点において発注者が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し発注者が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。
 - (2) 発注者は、事業者に、本事業に係る事業者の本契約上の地位を、当該時点において

て発注者が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し発注者が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

（運営権の取消し）

第57条 第 54 条（事業者事由による解除）ないし第 56 条（法令等変更・不可抗力による解除）に基づき本契約の全部又は一部が解除された場合、PFI 法第 29 条第 1 項の規定に従い、発注者は解除された本施設に係る運営権を取り消すものとする。

（事業終了時の引継ぎ等）

第58条 事業者は、理由の如何を問わず、運営権の終了（運営権存続期間の満了による終了を含む。以下同じ。）に際して、要求水準書及び募集要項等に従って引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。

- 2 本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者は自らの費用負担において、当該引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。

（停留料金の引継ぎ等）

第59条 停留料金収入は、本施設の利用に供する年度の会計に属するものとする。

- 2 停留料金収入のうち、本施設の利用に供する年度が運営権の終了後となるものについては、前受金として、事業者は、発注者又は発注者の指定する者に引き継がなければならない。

（本施設の引渡し等）

第60条 事業者は、理由の如何を問わず、運営権の終了に際して、本施設が要求水準書に適合した状態で発注者に本施設を引き渡さなくてはならない。発注者及び事業者は、かかる引渡しに先立ち、本施設の検査を行い、これが要求水準書に適合した状態であることにつき双方合意の上で、かかる引渡しを行うものとする。

- 2 運営権の終了に際して、発注者の所有に属する事業者の行った本施設の更新投資の対象部分がある場合において、当該更新投資の対象部分につき運営権の終了時点における簿価が存在するときでも、これに関し、事業者に対する補償は行われぬものとする。
- 3 第 1 項に基づき引き渡された本施設につき、その運営期間中において既に存在していた要求水準の不適合（ただし、運営開始日において既に存在していたものを除く。また、第 29 条（本施設の更新投資）に定める更新投資、第 32 条（長期修繕計画書に基づく修繕業務）に定める修繕業務及び第 25 条（事業終了時の業績等の監視）に定める修繕を行った上で生じる経年劣化は含まれない。この項において以下同じ。）があるときは、当該運営権の終了日から 1 年以内に発注者が事業者に通知した場合については、事業者は修補等により生じた費用を負担するものとする。

- 4 前項により通知されたものを除き、第1項に基づき引き渡された本施設につき要求水準の不適合があった場合であっても、事業者は発注者に対して一切責任を負わない。

(契約終了による事業者所有資産の取扱い)

第61条 運営権の終了に際して、事業者の所有する各資産については以下のように取り扱う。
なお、いずれの場合においても、発注者又は発注者の指定する者が資産を買い取る場合、事業者は、当該資産を引き渡すまで、善良な管理者の注意義務をもってこれを保管するものとする。

- (1) 本事業の実施のために事業者が保有する資産は、全て事業者の責任において処分しなければならない。ただし、発注者又は発注者の指定する者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産を時価で発注者又は発注者の指定する者に売却しなければならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、第31条（事業者の保有資産等の追加投資）に定める保有資産等であって、当該保有資産等に係る追加投資に先立ち、発注者が当該追加投資を行うことに同意し、本号に基づく買取の対象とすることを事業者に通知したもののについては、発注者は、自ら又は発注者の指定する者をして本施設の運営権の終了時点における簿価相当額でこれを買取り、事業者はこれを売り渡すものとする。
- 2 前項各号に基づき発注者又は発注者の指定する者による資産の買取が行われる場合において、当該買取者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産に関連して自らが締結している契約を当該買取者に承継するために必要な措置を講ずる。
- 3 第1項各号に基づき発注者又は発注者の指定する者による資産の買取が行われる場合において、発注者又は発注者の指定する者による事業者への各買取対価の支払は、発注者又は発注者の指定する者が本施設の引渡しを受けた日又は第1項各号に基づき買い取った資産の引渡しを受けた日のいずれか遅い日から6か月を経過した日以降速やかに行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、発注者又は発注者の指定する者が次項に定める要求水準の不適合に係る責任に基づき損害賠償請求を行った場合、発注者又は発注者の指定する者は、各買取対価の支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、発注者又は発注者の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、各買取対価の支払を拒むことができる。
- 4 前条（本施設の引渡し等）第2項及び第3項の規定は、前三項により発注者又は発注者の指定する者が買い受けた資産について準用する。

(違約金)

第62条 事業者は、第 54 条（事業者事由による解除）の規定により本契約が解除された場合において、次の各号のいずれかに該当する場合、本契約解除時点から当初の運営権存続期間終了時点までに収受予定であったサービス購入料の残額及び当該額に係る消費税等の額の合計額の 10 分の 1 の合計額に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者から契約解除の通知を受けた場合
 - (2) 事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 発注者は、第 1 項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

(損失補償)

第63条 第 55 条（発注者の任意による解除、発注者事由による解除）第 1 項の規定により本契約が解除された場合には、PFI 法第 30 条の規定に基づき、事業者は、当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用（ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む。）の補償を発注者に求めることができる。

- 2 第 56 条（法令等変更・不可抗力による解除）の規定により本契約が解除された場合には、当該解除に起因して発注者又は事業者が生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。ただし、当該解除までに生じた費用のうち第 48 条（法令等変更）第 4 項第 1 号及び第 50 条（不可抗力）第 4 項に定める費用については発注者の負担とする。
- 3 前二項にかかわらず、本契約が解除された場合の更新投資の対象部分及び事業者の保有資産等の取扱い第 60 条（本施設の引渡し等）第 2 項及び第 61 条（契約終了による事業者所有資産の取扱い）の規定によるものとし、同各規定による補償又は買取対価の支払のほかに、発注者は、追加投資の対象部分及び事業者の保有資産等について本契約の解除までに事業者が生じた費用を負担しないものとする。

(事業終了後の解散及び債務引受)

第64条 事業者は、運営権存続期間終了時点においてもなお事業者が本契約に基づく金銭債務を負担すると発注者が合理的に認める場合には、発注者の書面による事前の承諾なくして、当該金銭債務の支払が完了するまで、解散等を行ってはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、運営権存続期間終了後、事業者が本契約に基づき負担する金銭債務は第 60 条（本施設の引渡し等）第 3 項に基づく費用の支払債務のみであると発注者が合理的に認める場合には、60 日前までに発注者に対して通知の上、解散等を行うことができる。かかる場合、発注者は、代表企業に対して当該代表企業が当該支払債務を引き受けるよう求めることができる。

第 10 章 知的財産権

(著作権の帰属)

第65条 発注者が、本事業の募集段階において又は本契約に基づき、事業者に対して提供した情報、書類及び図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）の著作権は、発注者に帰属する。

(成果物の利用)

第66条 発注者は、成果物について、発注者の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

- 2 成果物及び本施設のうち著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当するものに係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（以下「著作者の権利」という。）の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 事業者は、発注者が成果物及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作者（事業者を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本施設の全部若しくは一部の内容を自ら公表し若しくは広報に使用し又は発注者が認めた公的機関をして公表させ若しくは広報に利用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、発注者又は発注者が委託する第三者をして成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 本契約の終了後に、本施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し又は取り壊すこと。

- 4 事業者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合及び法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により次に掲げる行為を行う場合は、この限りではない。

- (1) 成果物及び本施設の内容を公表すること。
- (2) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。
- (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第67条 事業者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び本施設に係る著作者の権利を第三者に譲渡し若しくは継承し又は譲渡させ若しくは継承させてはならない。ただし、発注者の書面による事前の承諾を得た場合を除く。

(第三者の有する著作権の侵害防止)

第68条 事業者は、成果物及び本施設のうち事業者が内装整備その他の業務を実施した部分が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

- 2 事業者は、成果物又は本施設のうち事業者が内装整備その他の業務を実施した部分のいずれかが第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し又は必要な措置を講ずる。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第69条 事業者は、本契約の履行にあたり、前条（第三者の有する著作権の侵害防止）のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（以下本条において「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに事業者が発注者に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを発注者に対して保証する。

- 2 事業者が本契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し又は事業者が発注者に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して発注者に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、発注者に対して補償及び賠償し又は発注者が指示する必要な措置を講ずる。ただし、事業者の当該侵害が、発注者の特に指定する工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

(知的財産権の対象技術の使用)

第70条 事業者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が当該技術等の使用を指定した場合であって事業者が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、発注者は、事業者がその使用に関して要した費用を負担する。

第11章 雑則

(秘密保持義務)

第71条 発注者及び事業者は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本契約の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、以下に掲げる情報を除く。

- (1) 既に自ら保有していた情報
 - (2) 既に公知の事実であった情報
 - (3) その取得後自らの責めによらずして公知になった情報
 - (4) その取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者及び事業者は、次に掲げる場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。
- (1) 当該情報を知る必要のある発注者又は事業者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、発注者及び事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (2) 当該情報を知る必要のある構成企業、業務委託・請負先若しくは本事業に関して事業者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、発注者及び事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合
- 3 本条の規定は、発注者及び事業者による本契約の完全な履行又は本契約の終了にかかわらず、有効に存続する。

(金融機関等との協議)

第72条 発注者は、必要と認めた場合には、本事業に関して事業者に融資等を行う金融機関等との間で、次の各号に掲げる事項その他本事業の継続的実施の確保に必要な事項について、当該金融機関等との間で協定書を締結する。

- (1) 金融機関等が本事業のための融資に関して締結した契約（以下本条において「融

資関連契約」という。)に定める融資実行前提条件の不充足、期限の利益喪失事由の発生その他協定書において合意する事項が発生した場合における金融機関等から発注者への通知及び一定期間の事前協議の実施

- (2) 本契約における解除事由の発生、本契約に基づく事業者に対する損害賠償請求その他協定書において合意する事項が発生した場合における発注者から金融機関等への通知及び一定期間の事前協議の実施
- (3) 融資関連契約に基づく事業者に対する債権を担保するための、事業者の議決権付株式、本施設に係る運営権、本契約上の事業者の地位その他の担保目的物に対する担保権の設定、対抗要件具備及び実行に関する条件

(遅延利息)

- 第73条 発注者又は事業者が、本契約その他発注者と事業者の間で締結された契約等に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下本条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、発注者については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、事業者については、国の債権に関する遅延利息の率に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方当事者に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。
- 2 発注者は、本契約その他発注者と事業者の間で締結された契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を、法令の範囲内において対当額で相殺することができる。

(契約の変更)

- 第74条 本契約は、発注者及び事業者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

(準拠法・管轄裁判所)

- 第75条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。
- 2 本契約に関連して発生した全ての紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等)

- 第76条 本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び解除は、原則として、相手方に対する書面をもって行われなければならない。発注者及び事業者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知する。

- 2 本契約の履行に関して発注者と事業者の間で用いる計算単位は、要求水準書等又は設計図書に別段の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによる。
- 3 本契約の履行に関する期間の定めについては、要求水準書等又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによる。
- 4 事業者が本契約に基づき保管し又は保存すべき文書の取扱い及び期間については、発注者の文書管理規程に従う。
- 5 本契約の履行に関して発注者と事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

(疑義に関する協議)

第77条 要求水準書等及び設計図書に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は要求水準書等及び設計図書の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び事業者が誠実に協議してこれを解決する。

(以下余白)

別紙1 契約金額の内訳

本契約に基づくサービス購入料の内訳は、以下のとおりである。別紙9「サービス購入料の算定及び支払方法」に示した改定及び別紙8「需要変動に基づく調整」に定める規定による減額が行われない限り、第1回目の支払いを除き原則として、毎回の支払いにおいて同額を支払うものとする。

(単位：円)

回数	請求時期	支払金額	消費税等	合計
1	令和9年3月			
2	令和10年3月			
3	令和11年3月			
4	令和12年3月			
5	令和13年3月			
6	令和14年3月			
7	令和15年3月			
8	令和16年3月			
9	令和17年3月			
10	令和18年3月			
11	令和19年3月			
12	令和20年3月			
13	令和21年3月			
14	令和22年3月			
15	令和23年3月			
16	令和24年3月			
17	令和25年3月			
18	令和26年3月			
19	令和27年3月			
20	令和28年3月			
21	令和29年3月			
22	令和30年3月			
23	令和31年3月			
24	令和32年3月			
25	令和33年3月			
26	令和34年3月			
27	令和35年3月			
28	令和36年3月			
29	令和37年3月			
30	令和38年3月			
-	事業期間計			

別紙２ 定義集

【当事者関連】

- (1) 「発注者」とは、本契約冒頭に定義されるものをいう。
- (2) 「事業者」とは、本契約冒頭に定義されるものをいう。
- (3) 「応募グループ」とは、本事業が求める経営マネジメント能力及び資本力等を有し、本事業に応募する複数の企業で構成され、本事業を実施する者として選定されたグループをいう。
- (4) 「代表企業」とは、構成企業のうち、応募グループとして応募した各構成企業を代表して応募手続を行う●●をいう。
- (5) 「構成企業」とは、応募グループを構成し、事業者に出資する企業をいい、本契約締結時点では●●（代表企業名）、●●（構成企業名）及び●●（構成企業名）をいう。なお、本号における出資とは、議決権付株式及び完全無議決権株式の保有をいう。
- (6) 「バス運行事業者」とは、特定車両停留施設に特定車両を停留させる、バスを運行する民間事業者をいう。
- (7) 「バス事業者」とは、特定車両停留施設の運営に係るバスの運行に関わるものに参画する民間事業者をいい、特定車両停留施設へテナントとして入居するものをいう。
- (8) 「賑わい施設事業者」とは、利便施設において飲食・物販施設（店舗）を運営する民間事業者をいい、バスターミナル施設へテナントとして入居するものをいう。
- (9) 「タクシー事業者」とは、特定車両停留施設に特定車両を停留させる、タクシーを運行する民間事業者をいう。

【事業関連】

- (1) 「本事業」とは、「一般国道１号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」として、バスターミナルの開業準備・維持管理・運営を行う事業をいい、開業準備並びにバスターミナル運営等事業及び利便増進事業で構成される。ただし、本契約においては、文脈上疑義が生じない限り、文脈に応じ、特定事業として選定されたバスターミナル運営等事業及び利便増進事業のみを指す用語としても用いるものとする。
- (2) 「開業準備」とは、本事業のうち、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業の実施に向けて行う内装整備、計画等の作成及びその関連業務をいう。
- (3) 「バスターミナル運営等事業」とは、本事業のうち、バスターミナルの特定車両停留施設において実施される維持管理業務及び運営業務に係る事業をいう。
- (4) 「利便増進事業」とは、本事業のうち、バスターミナル運営等事業と一体として、事業者が自らの責任と費用により実施する事業をいう。

【施設関連】

- (1) 「バスターミナル」とは、本事業の実施される区域を含む ECI 事業により整備される一

般国道 1 号近鉄四日市駅バスターミナルをいい、特定車両停留施設及び荷捌き・臨時バス乗降スペース、自転車置場・自転車道を含む道路で構成される。

- (2) 「特定車両停留施設」とは、道路法第 2 条第 2 項第 8 号に規定する特定車両停留施設をいい、本事業においては、バスターミナルのうち、特定車両用場所（誘導車路、停留場所その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所をいう。）、旅客用場所（乗降場、旅客用通路その他の旅客のために供する場所をいい、利便施設を含む。）、その他設備（その他の特定車両停留施設において必要となる場所や設備をいう。）及び施設特有の機能（備品倉庫、既存樹木（クスノキ）、施設緑化、地上緑化広場、照明柱及び観光案内所）をいう。
- (3) 「本施設」とは、特定車両停留施設のうち、旅客用場所の旅客通路における近鉄四日市駅側デッキ北側に位置するエレベータ 1 基、施設特有の機能における既存樹木（クスノキ）、施設緑化、地上緑化広場（東島の広場のうち、サークル部）、照明柱及び観光案内所を除く部分をいう。
- (4) 「利便施設」とは、特定車両停留施設の旅客用場所に設置される施設のうち、飲食・物販施設（店舗）、自動販売機等の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、事業者が自らの責任と費用により設置、運営等を行う道路占用物をいう。

【業務関連】

- (1) 「維持管理・運営業務」とは、バスターミナル運営等事業の維持管理業務及び運営業務の総称をいう。
- (2) 「維持管理業務」とは、要求水準書等に定めるバスターミナル運営等事業の維持管理業務をいう。
- (3) 「運営業務」とは、要求水準書等に定めるバスターミナル運営等事業の運営業務をいう。
- (4) 「任意事業・業務」とは、利便増進事業のうち、事業提案書に基づき、事業者又は賑わい施設事業者が自らの責任及び費用負担において、特定事業と連携して行う事業・業務をいう。

【実施体制関連】

- (1) 「実施体制等」とは、第 8 条（本事業の実施体制等）第 2 項に定義する意味を有する。
- (2) 「総括代理人」とは、事業者において本事業の総括を行う者で、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業全体を管理・監督する者をいう。
- (3) 「業務委託・請負先」とは、本事業に係る各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成企業その他第三者をいう。
- (4) 「業務委託・請負契約」とは、事業者及び業務委託・請負先との間で締結される本事業にかかる各業務の全部又は一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。

【書類関連】

- (1) 「募集要項」とは、発注者が令和5年11月10日付けで公表した「一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 募集要項」（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。
- (2) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類・守秘義務対象資料（「基本協定書（案）」、「実施契約書（案）」及び要求水準書を除く。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに質問回答書その他これらに関して発注者が発出した書類をいう。
- (3) 「事業提案書」とは、代表企業及びその他の構成企業が、令和●年●月●日付けで提出した本事業の実施に係る事業提案書一式をいう。
- (4) 「基本協定書」とは、「一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 基本協定書」に基づき発注者と応募グループとの間で令和●年●月●日付けで締結された基本協定書をいう。
- (5) 「要求水準」とは、事業者による本事業（任意事業を除く。）の実施にあたり、発注者が要求水準書に基づき事業者に履行を求める水準をいい、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、事業提案書による水準をいう。
- (6) 「要求水準書」とは、発注者が令和5年11月10日付けで公表した「一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 要求水準書」（その後の修正を含む。）をいう。
- (7) 「要求水準書等」とは、本契約、基本協定書、要求水準書、募集要項等及び事業提案書の総称をいう。

【その他】

- (1) 「運営権」とは、本施設に対して設定される PFI 法第2条第7項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (2) 「運営権存続期間」とは、事業者が運営権に基づき本施設の運営及び維持管理を実施する期間をいい、本契約に基づく運営権の効力発生日から、運営権存続期間の終了日までの期間をいう。
- (3) 「サービス購入料」とは、本契約の定めに従い、事業者による維持管理・運営業務の実施の対価として、発注者が事業者に対し支払債務を負担する費用をいう。
- (4) 「消費税等」とは、消費税及び地方消費税の総称をいう。
- (5) 「時価」とは、各資産の価値として当該資産の買取時において発注者及び事業者が合意する客観的で公平な方法（直近の帳簿価格による場合、発注者及び事業者が同意する公認会計士、不動産鑑定士等の専門家による評価による場合等）により定められた価格をいう。
- (6) 「事業年度」とは、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。ただし、本契約締結年度にあつては、本契約の締結日から次に到来する3月31

日までの期間をいい、運営権存続期間の開始年度にあつては、運営開始日から次に到来する3月31日までの期間をいう。

- (7) 「成果物」とは、設計図、施設パース及びその他事業者が本契約に基づき又は発注者の請求により発注者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (8) 「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (9) 「法令等変更」とは、第48条（法令等変更）第1項に定義する意味を有する。
- (10) 「特定法令等変更」とは、施設の整備、維持管理又は運営に関する法令等変更であつて、①事業者のみに適用されるもの、又は②本施設のみに適用されるものをいう。
- (11) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、その他の公的機関の定める全ての規定、判断、措置等の規準（要求水準書添付資料1（法令並びに適用基準等一覧）に掲げる関係法令、条例、規則、要綱、各種基準、規格等を含むがこれらに限られない。）をいう。
- (12) 「不可抗力」とは、(i)地震、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤その他の自然災害、(ii)豪雨、暴風その他の異常気象であつて本施設の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの、(iii)騒擾、騒乱、暴動、火災その他の人為的災害に係る事象、(iv)その他当該義務履行当事者にとり予測可能性又は支配可能性のない事象（大規模な感染症、放射能汚染、航空機の墜落を含む。）(i)から(iv)までのいずれも、要求水準書等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、発注者及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。

以上

別紙3 事業日程

第1 バスターミナル運営等事業

業務	開始（予定）日	満了（予定）日
維持管理業務	●年●月●日	●年●月●日
運営業務	●年●月●日	●年●月●日

第2 利便増進事業

【本契約締結時において、事業提案書の内容に基づき規定します。】

別紙4 業務委託・請負先

事業	業務	代表企業／構成企業／協力企業の別	会社名
バスターミナル 運営等事業	維持管理業務	●●	●●
	運営業務	●●	●●
利便増進事業	利便施設の運営	●●	●●

別紙5 保険

本契約第 10 条（保険契約の締結）第 1 項に基づき、事業者又は賑わい施設事業者の責任と費用負担により付する保険の種類及び金額は以下のとおりとする。ただし、以下に列挙する保険は、最小限度加入すべき保険であり、事業者又は賑わい施設事業者の判断に基づきその他の保険契約を締結することを妨げるものではない。

【本契約締結時において、事業提案書の内容に基づき保険の種類及び金額を規定します。】

1. 利便施設について付保することを義務づける保険

- ① 動産保険
- ② 火災保険

2. 本事業の対象敷地全体に共通して付保することを義務づける保険

- ① 賠償責任保険

別紙6 業績等の監視及び改善要求措置要領

【本契約締結時において、募集要項別紙3の内容を規定します。】

別紙7 任意事業・業務の実施に関する協定（任意事業・業務協定）の概要

1. 任意事業・業務協定の当事者

発注者及び事業者

2. 任意事業・業務協定の開始時期及び終了時期

- ・開始時期：事業者により事業・業務内容の企画検討を誠実に行った上で事業・業務内容が確定後速やかに
- ・終了時期：任意事業・業務の終了日又は本契約の全部が終了した日のいずれか早い日

3. 任意事業・業務協定における当事者間の義務

- ・発注者：任意事業・業務の実施に係る関係機関との調整等について協力するものとする。
- ・事業者：事業者の提案内容に基づく任意事業・業務の実施の義務を負うものとする。

4. 業績等の監視

発注者及び事業者は、別途協議の上、任意事業・業務に係る業務等の監視及び改善要求措置要領を作成し、事業者の提案内容を基に設定された業務目標の達成状況や継続性等を確認・共有する。また、発注者は、事業者による任意事業・業務の実施状況につき、事業者の提案内容を充足していないと判断した場合、当該任意事業・業務に係る業務等の監視及び改善要求措置要領に基づき、事業者に対して、改善勧告等、業務実施企業の変更請求等を行うことができるものとする。さらに、発注者は、事業者が合理的な理由（任意事業の実施について経済的合理性が認められないと事業者が合理的に判断し、かつ発注者がこれに同意した場合等）なく、事業者の提案内容どおり任意事業・業務を実施しなかったと判断した場合、事業者に対して違約金等の支払を請求できるほか、事業者が任意事業・業務を実施しなかった事実について公表できるものとする。

5. 任意事業の変更及び終了

事業者は、社会情勢の変化又は任意事業の実施に経済的合理性が認められない等のやむを得ない事情がある場合は、任意事業・業務の内容の変更又は終了を発注者に提案することができる。

この場合、事業者と発注者は、協議の上、合意により、任意事業・業務の内容の変更又は終了を行う。発注者及び事業者は、かかる任意事業・業務の内容の変更又は終了に関し、合理的な理由なくして合意の留保、遅延又は拒否をしないものとする。なお、任意事業・業務の変更又は終了に必要な許認可又は届出若しくは報告は、事業者の責任及び費用負担において取得するものとする。

6. その他

この別紙に定めのない事項については、任意事業・業務協定の締結までに、発注者及び事業者が協議して定めるものとする。

以 上

別紙8 需要変動に基づく調整

【本契約締結時において、募集要項別紙2の内容を規定します。】

別紙 9 サービス購入料の算定及び支払方法

【本契約締結時において、募集要項別紙 1 の内容を規定します。】